

## 平成 27 年度第 2 回国民健康保険運営協議会 議事録（要点）

日 時	平成 28 年 1 月 21 日（木） 午後 6 時 30 分 ～ 午後 7 時 30 分
会 場	宗像市役所 北館 2 階 202 会議室
出席者	会長：吉田洋之 委員：瀧口玉代、天野寛子、阿久根文子、吉田道弘、島村隆二、 和田俊樹、安東恵津子、乗越千枝、古田俊夫
その他出席者 （事務局）	柴田祐治（健康福祉部長）、馬場園明（保険医療担当部長兼国保医療課長）、 福嶋浩之（国民健康保険係長）、北島有紀（国保医療課主任主事）
議事及び報告事 項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. あいさつ</li> <li>2. 開会 <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）会長あいさつ</li> <li>（2）署名委員の指名</li> </ol> </li> <li>3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）諮問について <ol style="list-style-type: none"> <li>① 平成 28 年度における宗像市国民健康保険事業の運営について <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 国民健康保険税の税率について</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> </li> <li>4. 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）宗像市国民健康保険給付費支払基金条例の一部を改正する条例（案） について</li> <li>（2）国の動向（制度改定「予定」）について</li> </ol> </li> <li>5. その他</li> </ol>
資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 27 年度第 2 回宗像市国民健康保険運営協議会次第</li> <li>2. 平成 28 年度における宗像市国民健康保険事業の運営について（諮問）</li> <li>3. 平成 27 年度第 2 回宗像市国民健康保険運営協議会会議資料</li> </ol>

## 議事録（要点）

項目	発言者	内容
1. あいさつ	事務局	開会に先立ち、本日の委員の出欠状況を報告し、配布資料を確認する。
	副市長	副市長あいさつ
2. 開会	事務局	委員13人中、出席者8人であり、宗像市国民健康保険運営協議会規則第4条第5項の規定により会議成立。
(1) 会長あいさつ	会長	会長あいさつ
(2) 議事録署名委員の指名	会長	議事録署名委員に、A委員、B委員を指名。
3. 議事	会長	本日の議事に入る。諮問について事務局からの説明を求める。
(1) 諮問について ①平成28年度における宗像市国民健康保険事業の運営について 1) 国民健康保険税の税率について	事務局	諮問の時期、内容について説明する。
	会長	1) 国民健康保険税の税率（以下「国保税率」という。）の改定内容について事務局からの説明を求める。
	事務局	1) 国保税率の改定の経緯、根拠、モデルケース試算等について説明する。
	会長	1) 国保税率を下げるということについて、質疑、意見はないか。
	C委員	今回、後期高齢者支援金分と介護納付金分を下げるということだが、また上げるということはないのか。
	事務局	後期高齢者支援金や介護納付金など、毎年の歳出に応じて見直し、適正な国保税率に改定するということです。
	C委員	被保険者数が減っているので、後期高齢者支援金と介護納付金が減っているという考えでいいのか。
	事務局	介護納付金は、各年度ごとに1人当たり負担額×介護第2号被保険者数という計算で金額が決定されます。納付額が減額となっていますので、国保税として徴収しなければならない金額も減少し、それにあわせ国保税率を下げるができるという考え方です。27年度の改定時、後期高齢者支援金分と介護納付金分について、国県市の補助金等を除いた残りの部分をすべて国保税で賄うこととしたため、28年度は、納付額が減額となっている分、国保税率を下げるができるということです。
	D委員	1度国保税率を下げると、次にあげる時はハードルが高くなる。下げる時も上げる時も丹念に説明するのか。

	事務局	毎回、改定時は、事前通知、広報誌、窓口などで丹念に説明しています。
	会長	この国保税率案で、後期高齢者支援金分と介護納付金分はトントンになり、万が一足りなければ、27年度分で余剰が出てる分を基金に積み、それから出すということか。
	事務局	28年度は、この国保税率の改定で不足することはないと考えています。この国保税率で徴収した国保税と、国県市の補助金等で賄えるということです。
	C委員	以前取り崩した基金というのはどのぐらいなのか。
	事務局	基金は平成11年以降、最高で6億円強、22年度時点で4億5,000万円でした。22年度に3億円取り崩し、23年度は4億円程度赤字で、残りの基金1億5,000万円全てを取り崩して、一般会計からその他繰入で、2億5,500万円を補填しました。22、23、24年で国保税率改定をするべきでしたが、しなかったため、24年度も当然赤字が発生しています。その赤字については、一般会計から2億5,000万円を補填しました。25年度、国保税率の改定を行いました。赤字見込額の2分の1を改定したものであったため、8,700万円程度一般会計から補填しました。26年度は国保税率改定をしていないため、8,300万円程度補填しました。27年度は、後期高齢者支援金分と介護納付金分については国保税で賄える国保税率改定をしたため、赤字になることはありません。医療分については、赤字見込額の2分の1の改定でしたが、27年度から国の財政基盤の強化策として全国ベースで1,700億円、国民健康保険に投入されています。財源の拡充によって、医療分についても黒字が見込まれると考えています。
	E委員	人口動態等の予測をしたうえで、今後も国保税を下げっていく基調になるのか。
	事務局	毎年度その歳出に見合った国保税率を設定していくということです。基本的な動向として医療費や介護費は、全国ベースのトレンドとして下がっていくことはありません。医療費は、これまで平成12年、14年、18年の3回は前年度と比較して、減少しました。12年は介護保険が創設され、それまで医療で見ていた支出が介護保険に移行しただけです。14年と18年は診療報酬のマイナス改定が原因です。医療費については、診療報酬の大幅なマイナス改定がない限り下がることはありません。もうひとつ、大幅な国保財政基盤の強化で、平成30年度からは毎年3,400億円、全国ベースで投入される兼ね合いでどうなるかということです。

事務局	介護納付金については、第2号被保険者が、高齢化の進展で少なくなり、今減少しているだけです。また、介護給付費については平成27年度が、2.27%のマイナス改定がありましたので、27年度、28年度と下がってきています。そういったことがない限り、介護費についても長いトレンドで見ると増加していくだろうと予測されます。基本的には、国保税率のマイナス改定というのは一過性のものと考えています。
会 長	来年は、この運営協議会で国保税率値上げの審議をしなくてはならないという可能性もあるということか。
事務局	平成13年度の国保税率改定後、次の改定が25年度と、11年間改定していませんでしたが、今後は、毎年見直しをして、必要ならば値上げの改定もするし、下げることができれば、値下げの改定もやっていくという方針で運営していきたいと考えています。一般会計からの単なる赤字補填のための繰入はもうやらないということです。
C委員	その都度、国保税率を見直すという方針を決めたら、揺らがないで欲しい。
事務局	これからその方針で、毎年臨んでいきたいと考えています。
E委員	国保税率が毎年変動する旨も含め、市民に対する周知はきちんとするのか。
事務局	国保税条例の改正が議決され、最終的な国保税率が決まり次第、毎年見直すことも含め、国保の世帯には周知する予定です。市民にも、広報、ホームページ等で、知らせていく考えです。
A委員	保健事業費の支出の部分は、どういう内容を立てているものなのか。
事務局	特定検診、特定保健指導に係る事務、及び医療費適正化ということで、今年度から糖尿病性腎症重症化予防事業を行っています。また、ジェネリック医薬品の差額通知の送付、レセプトの審査、そういった諸々の事業が保健事業です。
A委員	予防的な事業の拡充、強化が叫ばれていると思うが、被保険者数の減少にかかわらず、27年と28年の予算が同じなのは、何か新事業や事業の拡充があるということなのか。
事務局	平成26年度に保健事業実施計画というデータヘルス計画を策定し、今後は疾病管理を行い、予防はもちろん、疾病が重症化しないよう事業を展開していく形で考えており、今後この部分の費用というのは増えていく可能性があります。
会 長	他に質疑、意見はないか。

		全 員	(質疑なし)	
		会 長	諮問された国保税率について賛成の方の挙手をお願いする。	
		全 員	(全員挙手)	
		会 長	全員賛成で、この議案は承認されました。諮問に対する答申は別途委員会を開くのか。	
		事務局	今から事務局が答申案を作成しますので、次の報告事項終了後、答申案を提出し、本日も了承いただきたいと思います。	
		会 長	了解。	
4. 報告事項	(1) 宗像市国民健康保険給付費支払基金条例の一部を改正する条例(案)について	会 長	報告事項に入る。 4. 報告事項(1) 宗像市国民健康保険給付費支払基金条例の一部を改正する条例(案)について事務局からの説明を求める。	
		事務局	(1) 宗像市国民健康保険給付費支払基金条例の一部を改正する条例(案)について説明する。	
		会 長	報告事項について、質疑、意見はないか。	
		C委員	処分の規定の「ほけん」事業に要する費用に充てる場合となると、全てがあてはまる気がする。具体的に書いたほうがいいのでは。	
		事務局	国保の保健事業は、国民健康保険法第82条に、特定検診、特定保健指導を始めとして被保険者の健康を保持増進させるための事業ということで規定されています。保険給付ではありません。原則は保健事業の経費についても国保税で賄うということになります。	
		会 長	他に質疑、意見はないか。	
		全 員	(質疑なし)	
		会 長	(2) 国の動向(制度改定「予定」)について事務局からの説明を求める。	
		事務局	(2) 国の動向(制度改定「予定」)について事務局から説明する。	
		会 長	報告事項について、質疑、意見はないか。	
		全 員	(質疑なし)	
		答申案について	会 長	答申案について、事務局からの読み上げを求める。
			事務局	答申案について、事務局で読み上げ。
C委員	先程出した、その都度改定を考えるというのは、附帯意見として付けなくていいのか。			
事務局	附帯意見として、今後毎年歳出に見合った国保税率を設定し事業運営する市の方針を、当協議会としても賛同するなど			

			の意見は付けられるかと思えます。
		会 長	毎年必要に応じて国保税率を見直すというのを、これに組み込むということは可能。他に質疑、意見はないか。
		B 委員	国保税が下がる時はいいが、上がる時、責められる感じがするので、附帯意見を組み込んだほうが良い。
		会 長	附帯意見を付けるということによろしいか。
		全 員	(全員賛成)
		会 長	附帯意見の内容の細かい文章については事務局と会長の私で文書化する。その他で、何かないか。
		全 員	(質疑なし)
		事務局	本日のこの答申については、会長と意見を合わせ、市長に答申し、その後、条例改正案を3月議会に上程します。
5. その他		会 長	本日予定した議事は、すべて終了。これをもって平成27年度第2回宗像市国民健康保険運営協議会を閉会とする。